

稲城第四中学校生徒会選挙規定

第1章 総 則

第1条 生徒会本部役員選挙は、全て本規定に基づいて行われる。

第2条 全ての会員は、第3条の規定を除き、選挙権および被選挙権をもつ。

第3条 選挙管理委員会は、各学級より男女各1名ずつ選出された選挙管理委員によって組織され、互選により正副委員長をおく。選挙管理委員は選挙運動をすることができず、また、立候補することができない。

第2章 生徒会本部役員選挙

第4条 生徒会本部役員に関する選挙は以下の規定に基づいて行われる。

第5条 選挙管理委員会はつぎのことを行う。

1. 選挙公示
2. 立候補の受付
3. 投票用紙と選挙人名簿の作成
4. 投票方法の指示
5. 棄権防止
6. 選挙違反の防止
7. 再選挙日の決定
8. 選挙公報の発行
9. 当選人の発表
10. その他この規定に定める事項

第6条 選挙公示は選挙管理委員会が行う。選挙受付期間・選挙運動期間は公示と同時に示すこととする。

第7条 本部役員に立候補するものは、推せん者20名（内1名は責任者）を添えて、別に定める立候補用紙に所定の事項を記入して締切日までに届出なければならない。

第8条 選挙運動は学校内に限り、その方法については選挙管理委員会の決定に従う。

第9条 選挙に関して違反した者は、原則として失格とし、選挙管理委員会の決定に従う。

第10条 選挙は無記名秘密投票により行い、その方法は選挙管理委員会の決定に従う。不在者の投票は認めない。

第11条 投票の管理および立会は選挙管理委員会が行う。

第12条 開票は選挙管理委員会が行い立会は選挙管理委員会および生活指導部顧問教師とする

第13条 次の投票は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの。
2. 候補者でない氏名を記入したもの。
3. 規定外の人数を記入したもの。
4. 判読不能なもの。
5. その他選挙管理委員会の決定に従う。

第14条 当選の決定は選挙管理委員会が確認し、校長の承認を得て決定する。

第15条 欠員を生じた場合は、次点者を繰上げ当選者とする。

第 16 条 立候補者数が定員以下、または定員より 1 名多い場合は、信任投票とし、投票数の過半数をもって当選とする。当選者が定員に満たない場合は補充選挙・受付期間を延長する。

第 17 条 全ての会員は、本部役員に対する、解職請求権をもつ。

① 本部役員の解職を請求するものは、代表者を 1 名たて全会員の 5 分の 1 以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する。

② 選挙管理委員会は、解職について全会員による無記名秘密投票を行い、過半数の賛成を得て、解職が成立する。

第 18 条 立会演説は立候補者・応援演説者各 1 名が合わせて 5 分以内で行う。

第 19 条 その他、本部役員の選挙に関する事項は、選挙管理委員会が決定し管理する。

第 3 章 改 正

第 20 条 本規定の改正は、中央委員会の 3 分の 2 以上の賛成を得て、成立する。

第 4 章 補 則

第 21 条 本規定は、令和 4 年 9 月 28 日、稲城第四中学校生徒会設立総会において、過半数の賛成を得て成立し、即日、施行する。